

CHINA

Legal Bulletin

... Your legal advisors in China



広東敬海法律
事務所

要約

駐在員事務所に対する新たな政策



駐在員事務所の設立は、中国でビジネスを営む外国企業にとって、長きにわたり活用されていた方法であった。昨今、中国政府は、駐在員事務所の管理に対して、厳しい姿勢を取り始めた。新たに公布された規定では、その経営可能範囲を制限する方法にて、駐在員事務所の便利性が低下されており、新規定に対する違反行為には、罰金や、登記証書の抹消などの処罰が下されることが明記されている。これら新たな制限性規定には、駐在員事務所の新規設立プロセス、駐在員の資格に対する制限、駐在員の人数に対する制限(最大4名)、監査報告書の提出義務などが規定されている。外国投資家は、これらの新規定、並びに現状業務に対する影響をよく理解すべきである。

最高人民法院が知的財産権の刑法保護制度

知的財産権の刑法保護制度は、知的財産権の権利侵害防止の観点から、中国政府が非常に重要視しているものである。最高人民法院が今年公布した『知的財産権侵害刑事案件の取扱いに関する法律適用に関する若干の意見』(以下『意見』という)では、知的財産権刑事訴訟に從來存在していた障害が取り除かれた。つまり、新法規は権利侵害を証明しにくい分野における権利侵害に関する証拠収集を容易にした『意見』は、刑法保護制度を更に強化し、知的財産権の侵害を防ぐ有益なツールとなるであろう。

2011 広東敬海法律事務所
法律ニュース

法院の管轄権：
債務執行のプロセス

2011年4月25日、最高人民法院審判委員会は、『執行委託の若干問題に関する最高人民法院の規定』を公布した。当該規定は、2011年5月16日より施行されている。当該規定は、管轄区を跨ぐ強制執行に対して法的根拠を提供した。当該規定では、債務者の被強制執行財産が判決を下した法院の管轄外である場合、法院は目的物所在地の同級人民法院に執行を委託することができると規定された。この強制執行の新プロセスの追加により、法院のコストの削減が可能となった。なぜなら、法院は裁判官を管轄外の地区へと派遣し執行に関する業務に従事させる必要がなくなったためである。なお、当該規定によると、委託された法院が6ヶ月以内にその強制執行を行わない場合、当該案件の当事者は上級の人民法院に上訴することができる。

編集長：
王敬

編集：
ZACH WORTHAM

和訳：
大岳徳洋

駐在員事務所に対する 新たな政策

『外商投資産業指導目録』の改正

目下、国家發展改革委員会は、2011年度版『外商投資産業指導目録』の改正を行っている。『外商投資産業指導目録』において、外商投資は4種類(奨励類、許可類、制限類、禁止類)に区分されており、各類別に対して差別化政策が実施されている。2011年度版外商投資産業指導目録では、「十二五」計画(12回目の5カ年計画の意)が目標として掲げられている

今回の改正のポイントは、「環境に優しい」科学技術の普及である。エネルギー転換技術、再生可能水生植物、エコ電池技術の研究開発などが外商投資「奨励類」に盛り込まれた。原子力、高速鉄道などのハイテクプロジェクトなどがそれに含まれる。また、間もなく登場するIPv6協議を基礎とするネットワーク技術の研究開発にも焦点が当てられている。その他いくつかの研究分野も、外商投資「奨励類」に盛り込まれた。其中で、最も目を引くのはワクチン研究開発と農業生産である。中国が更に開放された社会へと変化することへの諸外国への承諾として、国外新聞、書籍、電子媒体の発行が「禁止類」から「許可類」へと変更された。

相対的に、中国政府はいくつかの産業を制限することとした。ハイブリット自動車部品の生産は「奨励類」に盛り込まれたが、自動車製造業全体は「奨励類」から「許可類」へと変更された。不動産投資業界も「制限型」から「禁止類」へと変更された。これから、中国政府が不動産市場の高騰を抑えようとしていることが見てとれる。

駐在員事務所に対する新たな政策



過去30年間、外国投資者は駐在員事務所を設立し、中国にてビジネスチャンスを探索してきた。その他のビジネスモデルと比べて、駐在員事務所の設立にはいくつかの利点があった。例えば、設立プロセスが簡単であること、登録資本が不要であること、税負担が軽いことなどである。しかし、昨今、中国政府は駐在員事務所に関する規定について若干の調整を行った。具体的には、2010年に公布された以下二つの駐在員事務所に関する法規である。『外国企業常駐代表機構の登記管理を強化することに関する国家工商局管理総局および公安の通知』(以下「通知」という)、『外国企業常駐代表機構管理条例』(以下「条例」という)。これら二つの法規は2011年3月1日に効力を生じている。本文では、新「条例」のポイントをまとめ、「条例」と「通知」との違いを強調する。筆者は外国投資者はこれらの事項を必ず理解していなければならないと考える。

駐在員事務所の本質と経営範囲

「条例」は、“外国企業駐在員事務所”を次のように明確に定義した。“駐在員事務所とは、中国にて設立された外国企業の関連業務に従事する非営利性活動を行う機構を指す”また条

例」は駐在員事務所は法人資格を有しないとした。その他、「条例」は駐在員事務所が従事できる活動を以下のように詳細に列記した。

- ・外国企業の製品又はサービスに関する市場調査、展示、宣伝活動
- ・外国企業の製品販売、サービス提供、国内購買、国内投資に関する連絡活動

駐在員事務所の設立



「通知」は、駐在員事務所の設立要件を明確にした。外国企業が駐在員事務所を設立するには、以下二つの書類を提出しなければならない。

- ・外国企業所在国の関連政府機関が発行した登記証書
- ・外国企業の取引先銀行が発行する資本信用証明書

以上の2つの文書は、外国企業所在国の公証役場での公証手続き、および中国大使館での認証手続きを経なければならない。なお、設立後2年が経過した企業でなければ、中国大陸にて駐在員事務所を設立することはできない。

但し、「通知」と「条例」とは、駐在員事務所設立の要件に対する規定が若干異なっている。「条例」では、外国企業が駐在員事務所を設立する際には、外国企業の会社定款及び外国企業が設立され2年以上経過した

駐在員事務所に対する 新たな政策



ことを示す登記簿謄本を提出しなければならないと定められている。しかし、「条例」においては、公証手続きの実施と資本信用証明書の提出は求められていないのである。ただし、実務上においては、多くの資料(登記簿謄本、資本信用証明書、首席代表任命書、外国企業法人代表の授權書など)は、公証・認証手続きが必要とされている。「条例」と「通知」の規定が若干異なるため、また各政府部門の担当者の法律に対する理解も異なるため、筆者は外国企業が駐在員事務所を設立する際には、専門知識を有するコンサルタントを通して現地の工商局などの関連政府機関に問合せを行い、正しいプロセス、提出書類を確認する必要があると考える。

駐在員に対する管理規則

「通知」と「条例」が効力を生じるまで、関連の法律は駐在員事務所の駐在員の人数を制限していなかった。しかし、「通知」と「条例」は、ともに駐在員の人数を4人までと規定した(首席代表を含む)。現状、駐在員事務所の駐在員が4人を超過している場合、当該駐在員事務所は、駐在員を追加することができず、駐在員の抹消手続きしかすることができない。

条例は、駐在員事務所の駐在員となれない以下の状況をも規定した。

- ・中国の国家安全又は社会公共利益を損害し、刑事罰に処された者
- ・中国の国家安全又は社会公共利益を損なう違法活動に従事し、登記を取消された、登記証を抹消された、或いは関連部門に閉鎖を命じられた駐在員事務所の駐在員だった者で、それより5年を経過していない者
- ・国家工商管理総局が定めるその他の状況に合致する者。

法的責任

「条例」は、調査により駐在員事務所が本「条例」に違反した嫌疑があるとされた場合、登記機関は相応の権利を行使することができる」と規定した。また、本「条例」に違反した場合に追わなければならない法的責任をも列記した。それには、罰金、登記の取り消し、登記証の抹消などが含まれる。駐在員事務所が本条例に違反し登記を取消され、登記証を抹消され、或いは政府機関から閉鎖を命じられた場合、それより5年間、駐在員事務所の外国投資者は中国にて駐在員事務所を再度設立することはできない。

その他の管理規則の変更



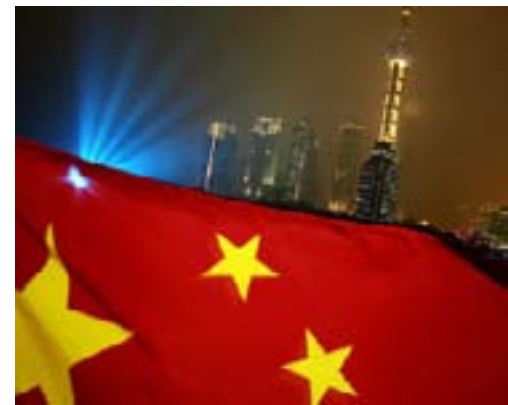
「通知」には、現地の工商管理機関は、新規設立される駐在員事務所が登記証を取得した日から三カ月以内に実地検査を行うべきであると規定している。しかし、「条例」にはこの方面の事項は定められていない。

そのほか、「条例」は、駐在員事務所は毎年3月1日から6月30日までに登記機関に対して年度報告書を提出しなければならないと定めている。年度報告書には、外国企業が合法的に存続しているという状況、駐在員事務所の業務活動状況、会計士事務所の監査を経た収支状況な

どが含まれる。駐在員事務所に監査報告書の提出を求める規定は従来存在していなかった。

「条例」においては、駐在員事務所の住所に対しても新たな規定が設けられた。一般的に、駐在員事務所の住所は、外国企業が自ら選定することができる。しかし、国家安全又は社会公共利益の必要に応じて、関連部門は駐在員事務所に住所を変更するよう求めることができるとされた。

結論



駐在員事務所の設立は、外国企業の中国投資における実行可能なスキームの一つであることは変わらない。但し、中国政府は駐在員事務所に対する規定・管理を強化しているため、外国企業は駐在員事務所設立の他にも、より良いスキームがないか考慮すべきである。また、上述の「通知」と「条例」のほかにも、各地区の政府機関は駐在員事務所の管理に対する内部規定が存在する。従って、駐在員事務所を現在運営している又はこれから設立しようとしている外国企業は、その実行可能性やこれからの条例の改正などについて専門家の意見を求めることが必要であろう。

作者: 鄭鳳瑜 / Michael Bordonaro
和訳: 大岳徳洋



中国最高人民法院が 知的財産権の刑法保護制度 に関する司法解釈を公布

建設業に対する税収改革



国家税務総局は、2011年5月1日より、混合販売方式(商品と建設労務)にて、自社商品及び建設業サービスを提供している納税者は、自社が商品の生産に従事している企業であることの証明を所持していなければならない、との声明を発表した。当該証明書の趣旨は、二重課税を避けることである。

当該新法律に基づき、建築工程における労働力の割合により、商品の販売額と建設業サービスの営業額とが区別され、商品の販売額に対しては国家税務局が増徴税を、建設サービスの営業額に対しては地方税務局が営業税を徴収することとなった。当該証明書は、生産者の納付すべき増徴税と営業税の混同を避けることに有益である。当該証明書は生産者所在地の国家税務局が建設サービス発生地地方税務局に対して発行するものである。

中国最高人民法院が知的財産権の刑法保護制度に関する司法解釈を公布



2011年1月10日、中国最高人民法院、最高人民検察院、公安部は共同にて『知的財産権侵害刑事案件の取扱いに関する法律適用に関する若干の意見』(以下『意見』という)を公布し、中国の知的財産権の刑法保護制度を改善した。『意見』は、公布日から施行されている。

知的財産権の刑法保護制度は、中国の知的財産権保護において非常に重要である。目下、知的財産権侵害の民事訴訟における賠償金額は低すぎると言わざるを得ない。とりわけ、適切な証拠により権利侵害の程度及び権利侵害により被った損失を証明できない場合はなおさらである。そのほか、法的手段により権利侵害者より証拠の提出を求めたり、権利侵害者より証拠を押収することを要求できないため、目下、この種の調査、証拠収集は非常に困難で

ある。従って、知的財産権権利侵害の刑法保護制度が確立されれば、権利侵害者に与えるインパクトは大きい。筆者は、『意見』が刑事罰を強化すること、及び刑事罰の執行に対して大きな助けとなると考える。

『意見』には多方面の内容が含まれている。それには、法院の管轄権、行政法律執行部門が収集した証拠の効力、抜取調査による証拠収集、原告の証拠収集に関する問題、権利侵害額の計算に関する問題、「営利目的」の認定などである。特に注意すべきは、『意見』には、次の事項が明確に定められていることである。「人民法院が受理した、知的財産権侵害刑事訴訟において、当事者が客観的な原因により有効な証拠を取得できない場合、原告が手掛かりを提供し、人民法院に証拠収集を申請した場合、人民法院は証拠収集を行わなければならない。」

これは知的財産権の刑事案件処理の効率向上の大きな一歩であると言える。過去、権利者は往々にして調査、証拠収集が困難性により、権利侵害者に対する刑事追究ができずにいた。当該規定は、権利者がこの障害を打ち破り、刑事訴訟を通じて知的財産権の権利侵害行為を友好的に抑制する機会を与えたと言える。

作者: 江国勇
和訳: 大岳徳洋

広州

Tel. (+8620) 8393 0333
Fax (+8620) 3873 9633
info@wjnc.com

上海

Tel. (+8621) 5887 8000
Fax (+8621) 5882 2460
shanghai@wjnc.com

天津

Tel. (+86 22) 5985 1616
Fax (+86 22) 5985 1618
tianjin@wjnc.com

厦門

Tel. (+86 592) 268 1376
Fax (+86 592) 268 1380
xiamen@wjnc.com

北京

Tel. (+86 10) 5785 3316
Fax (+86 10) 5785 3318
beijing@wjnc.com

深圳

Tel. (+86 755) 8882 8008
Fax (+86 755) 8284 6611
shenzhen@wjnc.com

青島

Tel. (+86 532) 8666 5858
Fax (+86 532) 8666 5868
qingdao@wjnc.com

福州

Tel. (+86 591) 885 22000
Fax (+86 591) 835 49000
fuzhou@wjnc.com

海口

Tel. (+86 898) 6672 2583
Fax (+86 898) 6672 0770
hainan@wjnc.com

このニュースレターは敬海法律事務所会社法部により
中国ビジネスに従事する全ての企業に向けて編集されました。